



ひろがる京の木整備事業 (住宅タイプ)



補助金の概要

住宅の新築、増改築、修繕、内装工事における府内産木材、北山丸太、京銘竹の利用を支援します。

- ・府内産木材とは、京都府産木材認証制度に基づき、ウッドマイレージCO2京都の木認証書又は京都の木証明書が発行された木材です。
- ・支援の対象となる木材には、製材品のほか、合板、集成材等の製品も含まれます。

交付対象者

- ・緑の工務店(府に緑の事業体の登録が必要(京都府内・府外問わず登録可能))
 - ・特定事業者(建設業許可を有しない事業者が、建設業許可が不要な工事を行う場合)
- [条件:木材の加工流通業者と京都府産木材の購入について連携(ジョイント)を行っていること]

交付対象建築物

- ・京都府内・府外の住宅[条件:建築等の工事期間中に府内産木材のPRを行っていること]

補助単価等

- ・京都府産木材の使用材積に単価額を乗じた額の合計 New!
- ・北山丸太製品・京銘竹製品は購入費に補助率を乗じた額の合計

対象木材 (製材品、合板、集成材等を含む)	補助単価 等
「京都の木証明」木材 「ウッドマイレージCO2京都の木認証」木材 北山丸太製品、京銘竹製品	新築:15,000/㎡、増改築等:20,000/㎡ 新築:19,000/㎡、増改築等:25,000/㎡ 50%以内 (上限4万円)

①上表の対象木材のうち、横架材(梁、桁、母屋、棟木及び隅木)を使用した場合は対象製品の使用材積に『21,000/㎡』加算

②上表の対象木材のうち、SCグループ※により調達された木材を使用した場合は上表の補助額に『7,000/㎡』加算

※京の木流通モデル構築支援事業実施要領第3に基づき知事の承認を受け、同要領第7の規定により知事の承認を受けた事業実施計画を作成したSCグループの構成員間で、原木を調達及び加工した木材を、交付対象建築物に使用した場合

③初めて本事業の補助金の交付を受ける事業者の初回の申請の場合は上表の補助額に『7,000/㎡』加算

お申し込み

- ・建築物の所在地が府内の場合は、管轄する京都府広域振興局(京都市、長岡京市、向日市、大山崎町)の場合は京都府京都林務事務所)に事業申込書を提出してください。
- ・建築物の所在地が府外の場合は、京都府農林水産部林業振興課に事業申込書を提出してください。

[交付申請は、事業申込書を受け付けた日から2ヶ月を経過した日以降]で、京都府産木材に係る工事完了後1年以内。

令和7年度の受付期間

【事業申込書受付】

令和7年4月1日～12月26日

令和8年2月1日～3月31日

【交付申請書受付】

令和7年4月1日～令和8年2月27日

[予算の都合により、期間内でも受付を終了する場合がありますのでご注意ください]

事業の詳細・様式

事業の詳細、様式のダウンロードは府ホームページまで



京都府丹後広域振興局 (0772-62-4306)

京都府南丹広域振興局 (0771-22-1017)

京都府京都林務事務所 (075-451-5724)

京都府中丹広域振興局 (0773-62-2586)

京都府山城広域振興局 (0774-21-3450)

京都府農林水産部林業振興課 (075-414-5011)

ひろがる京の木整備事業 住宅タイプ 検索

